

令和2年3月定例会（令和2年(2020年)3月25日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月25日(水)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○令和2年度水道事業経営方針説明	8
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	15
	○企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決	18
	○企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決	18
	○企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決	20
	○企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決	21
	○諸般の報告	21
	○議事日程の追加	22
	○委員会提出議案の上程及び提案理由の説明	22
	○委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決	23
	○諸般の報告	23
	○特定事件の議会運営委員会付託	24
	○閉 議	24
	○企業長の挨拶	24
	○閉 会	24
署名議員		27

参考資料

企業長提出議案の処理結果	29
委員会提出議案の処理結果	29

水企告示第6号

令和2年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月18日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和2年（2020年）3月25日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和2年3月定例会 会期3月25日 1日間

応招議員 15名

1番	伊 藤	治	議員	2番	浅 古	高 志	議員
3番	松 岡	高 志	議員	4番	川 上	力	議員
5番	大 野	保 司	議員	6番	小 林	豊 代 子	議員
7番	工 藤	秀 次	議員	8番	松 田	典 子	議員
9番	山 田	裕 子	議員	10番	鈴 木	勉	議員
11番	金 井	直 樹	議員	12番	竹 内	栄 治	議員
13番	岡 野	英 美	議員	14番	畑 谷	茂	議員
15番	後 藤	孝 江	議員				

不応招議員 なし

3月定例会 第1日

令和2年(2020年)3月25日(水曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 令和2年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 10 企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決
- 13 諸般の報告
- 14 議事日程の追加
- 15 委員会提出議案の上程及び提案理由の説明
- 16 委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 17 諸般の報告
- 18 特定事件の議会運営委員会付託
- 19 閉 議
- 20 企業長の挨拶
- 21 閉 会

(開議 午前10時05分)

出席議員 15名

1番	伊藤	治	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	大野	保司	議員	6番	小林	豊代子	議員
7番	工藤	秀次	議員	8番	松田	典子	議員
9番	山田	裕子	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	金井	直樹	議員	12番	竹内	栄治	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	畑谷	茂	議員
15番	後藤	孝江	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口	晃利	企業長
田中	薫	局長
石坂	正幸	次長(兼)配水管理課長
小川	泰弘	副参事(兼)総務課長
松村	一男	お客さま課長
須貝	善彦	施設課長
三保田	昭二	施設課調整幹
新井	伸之	配水管理課調整幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
鈴木	勝	松伏町長

書記

小宮	崇	総務課副課長
上野	成哉	総務課庶務担当主幹
北條	理恵	総務課庶務担当主事

10時05分 開 会

◎開会の宣告

- （伊藤 治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

会議に先立ちまして、今定例会では、新型コロナウイルス感染症対策として、発言者を除き、会議の出席者はマスクを着用してまいりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和2年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （伊藤 治議長） 企業長から平成31年4月から令和2年1月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （伊藤 治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （伊藤 治議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （伊藤 治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

- （小宮 崇総務課副課長） 朗読いたします。

水企総第871号

令和2年(2020年)3月18日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 伊藤 治 様

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口 晃 利

令和2年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月25日招集に係る令和2年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 1 令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 1 令和2年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について

以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （伊藤 治議長） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、川上 力委員長、登壇して報告願います。

〔川上 力水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （川上 力水道事業調査研究特別委員長） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る1月30日、31日の2日間にわたり、委員14名及び伊藤議長、野口企業長が出席し、須貝施設課長が随行の上、「香川県内全域の水道広域化の経過について」、「神奈川県企業庁との災害時相互応援協定について」の2項目を調査事項とし、香川県広域水道企業団への行政調査を実施いたしました。

まず、「香川県内全域の水道広域化の経過について」ですが、香川県は瀬戸内式気候の特徴から年間降水量が非常に少なく、大きな河川もなく、降った雨のほとんどが海に流れ込み、水資源に乏しいことから、古来より深刻な水不足や渇水に悩まされてきました。

昭和48年に多目的水路である香川用水が建設されたことで、水事情は大幅に改善されたものの、平成6年には早明浦ダムの貯水量がゼロになるなど、渇水対策は依然として大きな課題であり、加えて、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新と耐震化、技術の継承等の対策も急務となっていました。

このような背景から、水資源の効率的な利用と経営基盤の強化を図るため、県と県内市町は平成20年から水道事業の統合・広域化に向けた検討を開始しました。

平成23年には有識者で構成する水道広域化専門委員会から、「離島を含めた県内全域を対象とした広域化（県内一水道）の推進を目指すべき」との提言があったことから、平成27年に法定協議会である「香川県広域水道企業体設立準備協議会」を立ち上げ、数次にわたる検討・協議を経て、平成29年11月に一部事務組合として「香川県広域水道企業団」を設立し、平成30年4月から全国初の県内一水道として事業を開始しました。

現在、離島である直島町を除いた香川県内8市8町の上水道事業を引き継ぎ、本部を高松市防災合同庁舎内に置き、旧県営水道事務所と各市町に合計17カ所の企業団事務所を設置しています。また、来年度からは各事務所を5つのブロック統合センターに統合する予定となっています。

組織統合に当たっては、旧水道事業体ごとに財務状況や水道料金体系が大きく異なっていたことから、構成団体ごとの目標値を設定し、財務運営や老朽施設の更新・耐震化を進め、令和10年度を目途に水道料金体系を統一していくとのことでした。

次に、「神奈川県企業庁との災害時相互応援協定について」ですが、香川県広域水道企業団と神奈川県企業庁は、平成31年3月に、災害時等の相互応援に関する協定書を締結しました。

香川県と神奈川県は地理的にも地震等の大規模災害時に同時被災する可能性が低く、また、ともに県レベルで広域的に末端給水事業を運営していることから、被災時に迅速な応急給水活動等が可能となることが期待できるとのことでした。

また、現地調査を実施した旧御殿水源地（高松市水道資料館）は、大正10年に香川県内で最初の近代水道として給水を開始した施設であり、建設当時のままの姿を残した建物は、歴史的な水道施設として、厚生労働省の「近代水道百選」及び文化庁の「登録有形文化財」に指定されています。水道資料館として高松市の水道の歴史などを紹介する展示がされているほか、今後は地域活性化を目的とした活用についても検討を行っていくとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して、香川県広域水道企業団の貴重なお話を伺うことができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

- （伊藤 治議長） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （伊藤 治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

11番 金井直樹議員、12番 竹内栄治議員、13番 岡野英美議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （伊藤 治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎令和2年度水道事業経営方針説明

- （伊藤 治議長） 次に、新年度を迎えるに当たり、企業長から令和2年度水道事業経営方針の説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。令和2年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

「厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように…」との願いが込められた新元号「令和」の時代の幕が開きました。当企業団は「平成」の30年間で、給水戸数は約1.7倍、配水管の延長は約1.5倍に増加いたしました。一方、総配水量は節水型機器の普及などにより約150万立方メートル減少しましたが、配水管の布設替えが功を奏し漏水も減少したことから、有収水量は約200万立方メートル増加することとなり、効率的で健全な経営を実現してまいりました。

「昭和」から「平成」へと国民皆水道を標榜して整備した施設は、人口減少社会の到来とともに老朽化してきており、その維持・更新をいかに進めていくかが課題となっています。水道事業を四季に例えると、春から夏にかけては施設の整備に邁進し、秋には水需要に応えられる程の実りを得て、今、冬支度に勤しんでいるところとも言えます。次の春には美しい梅の花が観られるよう、寒い冬を乗り越える準備をしっかりと進めていかなければなりません。

今年度は、当企業団の「水道事業マスタープラン」の5か年に当たり、計画の折り返しを迎えます。そこで、前期の実績を検証し、令和7年度までの後期5年間の計画の見直しを行い、将来に向けてさらなる経営基盤の強化を図ってまいります。

令和2年度の予算は、「水道事業マスタープラン」の目標達成に向けて実効性のある予算となるよう編成いたしました。年間計画配水量については、近年の配水量の逡減を勘案して、対前年度比40万立方メートル減の3,720万立方メートルといたしました。収益的収支については、収入が78億7,700万円、支出が70億5,300万円で、収支差額は8億2,400万円の利益を見込みました。また、資本的収支では、収入が12億4,300万円、支出が47億5,800万円で、このうち主な建設改良事業は、築比地浄水場系基幹管路更新工事等合わせて27億3,900万円で編成させていただきました。

以下、「水道事業マスタープラン」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、大規模地震をはじめとした自然災害や事故などに備え、水道施設の耐震化と更新をさらに進めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

老朽化した配水管の更新及び耐震化については、重要施設に繋がる管路や法定耐用年数40年を経過した管路を優先し、計画的・効果的な整備に努めてまいります。

大口径の基幹管路については、築比地浄水場系の第3工区が3か年の継続事業の2年目に差し掛かり、新たに第7工区及び第11工区の各500メートルを2か年継続事業として更新してまいります。

口径350ミリメートル以下の配水管については、昨年度から採用している水道配水用ポリエチレン管による更新をさらに進めてまいります。また、土地区画整理事業等に係る道路に新たな配水管を布設するなど、総延長9.2キロメートルの建設改良を行い、今年度末の管路の耐震化率は約49.0%となる見込みです。

なお、工事が一時期に集中しないよう分散化を図ることは工事の品質確保にもつながることから、今年度内に入札契約手続きを行い次年度早期の事業着手を可能とする、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を一部の工事に設定し、工期の平準化を図ってまいります。

危機管理対策については、昨年秋の大型台風による各地の被害や奥多摩町への応急給水活動などで得られた教訓を糧として、さらに新型コロナウイルスなど新たな危機事象に対しても安定給水が図れるよう、一層の充実を努めます。災害時における応急給水を円滑に行うため、引き続き耐震型

緊急用貯水槽の操作訓練を構成市町の職員と合同で実施するとともに、新たに職員だけでなく自治会の皆さんにも操作や運営を担っていただけるよう、技能を習得するための講習会を実施するなど、体制の整備を進めてまいります。また、災害発生時の初動体制が重要であることから、「応援要請・応援受入マニュアル」の内容を取り入れた訓練をはじめ、無線通信訓練や情報伝達訓練などを実施し、職員の災害対応力の強化を図るとともに、企業団内部に災害対策について常時検討する委員会を設置し、危機管理計画を不断に見直してまいります。さらに、自治会等が主催する防災訓練にも積極的に参加し、飲料水の備蓄の必要性や貯水槽の仕組みなど、その啓発に努めてまいります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底するために検査体制の充実に努めるとともに、水道施設を適正に維持管理し、常に安全で良質な水の安定供給を図ります。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給してまいります。水質検査については、「水質検査計画」に則り検査を実施していますが、今年度は水質基準7項目などを測定するためのイオンクロマトグラフ分析装置を更新いたします。また、国や県が実施する統一試料調査に引き続き参加し、検査精度の向上と信頼性の確保に一層努めてまいります。

経年化した配水管は、赤水と呼ばれる濁水の発生要因となることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に洗浄し、良質な水の供給に努めます。また、貯水槽の水質を維持するため、貯水槽設置者に適正管理を促すとともに、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、中高層建築物には直結増圧給水方式を採用していただくよう、引き続きフレッシュ給水の啓発に取り組んでまいります。

指定給水装置工事事業者制度については、水道法の改正により5年ごとの更新制度が新たに導入されましたが、実質的に今年度から対象事業者の更新が始まりますので、遺漏なく事務手続きを進めてまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営のもとで人材の育成と技術の継承、環境への配慮などに取り組めます。

水道事業は独立採算が基本であり、料金を確実に収納しなければなりません。民法が改正され、本年4月1日以降に給水契約を締結した料金の消滅時効が、現行の2年から5年へと変更になることから、今まで以上に未収金の早期回収に努めることが必要です。そこで、料金の納付相談にきめ細かく対応し未収金を発生させないことはもとより、再三の催告にもお支払いいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収納率の向上に努めてまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページ、水道フェアなどのPRイベント、出前講座などを通じて、お客様に情報を分かりやすくお伝えしてまい

りますが、水道をより身近に感じていただくために、企業団設立50周年記念で誕生した「こしまつくん」を積極的に活用してまいります。

科学技術が進展しA I（人工知能）などが欠かせない時代となっても、水道事業経営の担い手は職員に他なりません。職員一人ひとりが各種研修で知識や技能を習得することはもとより、組織として風通しの良い環境をつくることで、能力を十分発揮し、柔軟な思考力と情熱を持って経営に参画する人材を育成してまいります。

環境への配慮については、引き続き西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを活用するとともに、東部配水場の更新の際に導入した高効率の配水ポンプやインバーター設備により、温室効果ガスの一層の排出抑制を図ってまいります。また、プラスチックごみの削減を図るため、災害用の備蓄水をペットボトルからアルミ缶へと切り替えてまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、水道事業経営を取り巻く環境が厳しい中においても、新しい時代と社会経済環境の変化に的確に対応し得る強靱で持続可能な水道事業の確立を目指して、基本理念である“世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道”を念頭に、『強靱』、『安全』、『持続』の3つの基本方針で掲げる施策の実現に向け、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第1号議案ないし第4号議案の4件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め、4件の議案をご提案申し上げております。

まず、第1号議案について申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、職員の賠償責任の免除の規定に関し、条例中で引用する同法の条文が繰り下がったことに伴い、条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案について申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

「会計年度任用職員制度」は、地方公務員法において、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用等に関する制度の明確化を図るために創設されるもので、1会計年度を超えない範囲内で非常勤の職として、新たに「会計年度任用職員」が置かれるものでございます。

条例の内容でございますが、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例について、会計年度任用職員の服務、給与の種類及び基準に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案について申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」について、「第2工区」は事業が完了したこと、「第3工区」は契約締結により3カ年の継続事業の年割額を改めること、「松伏・田島地区」の工区は事業費が確定したことによるものでございまして、それぞれの事業費とその財源である企業債の額を減額するものでございます。

それでは、お手元の補正予算書及び補正予算説明書に基づき説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、主な建設改良事業の予定量を事業費の減額に伴い変更するものでございまして、1億3,490万円を減額し、補正後の額を20億6,490万円といたします。

第3条「資本的収入及び支出」については、収入で2億円を減額し、補正後の額を13億300万円といたします。内訳は、「企業債」を2億円減額するものでございます。また、支出で1億3,490万円を減額し、補正後の額を44億2,510万円といたします。内訳は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第2工区」で1,490万円、「第3工区」で1,000万円、「松伏・田島地区」で1億1,000万円を減額するものでございます。

以上の結果、資本的収支における不足額は、31億2,210万円となり、「過年度損益勘定留保資金」等で補填をさせていただきます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。

第4条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第2工区」は総額を3億1,710万円に改め、「第3工区」は年割額を改めるものでございます。

第5条「企業債」については、「基幹管路更新事業」の限度額を3億円に改めるものでございます。

次に、第4号議案について申し上げます。

「予算書及び予算説明書」の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数16万6,300戸、1日平均配水量10万1,918立方メー

トル、年間配水量は前年度より40万立方メートル少ない3,720万立方メートル、主な建設改良事業は、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」など27億3,900万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は対前年度比0.54%減の78億7,700万円、水道事業費用は対前年度比0.33%増の70億5,300万円を計上いたしました。これにより、収支では、税込み8億2,400万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、25ページの予算執行計画書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、収入について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で67億5,610万円、「その他営業収益」で3億90万円、合わせて70億5,700万円を計上し、対前年度比2,820万円の減となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,720万立方メートルに対して、有収率を96.0%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,500万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」640万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」7億8,830万円など、合わせて8億1,960万円を計上し、対前年度比480万円の減となっております。

第3項「特別利益」は、40万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は78億7,700万円、対前年度比4,300万円の減となっております。

次に、支出について申し上げます。

27ページ以降をごらんください。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて28億3,749万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて5億2,248万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換、検針や水道料金システムなどの委託料、検定満期交換用量水器の修繕費など、合わせて5億8,044万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理に係る経費、各種電算システムやマスタープランの後期見直しに係る委託料、水道料金等の貸倒引当金繰入額など、合わせて4億789万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として22億6,000万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、固定資産などの除却費用として4,070万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は66億4,900万円、対前年度比9,956万円の増となっております。

ます。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」など、合わせて3億8,100万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は300万円、第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は70億5,300万円、対前年度比2,300万円の増となっております。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻り願います。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入は12億4,300万円、支出は47億5,800万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する35億1,500万円は、「過年度損益勘定留保資金」等で補填させていただきます。

それでは、主なものについて申し上げます。33ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、「資本的収入」のうち第1項「企業債」は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」に充当するため、7億円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新增設に伴う加入者分担金で、2億8,000万円を計上いたしました。これは、越谷レイクタウン地区内での開発が減少していることから、対前年度比2億2,000万円の減を見込んでおります。

第3項「工事負担金」は、土地区画整理事業等による配水管布設工事など、合わせて1億6,290万円を計上いたしました。

第4項「固定資産売却代金」は、有価証券の満期償還に伴う売却代金など、合わせて1億10万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は12億4,300万円、対前年度比2億6,000万円の減となっております。

次に、34ページ以降、「資本的支出」について申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、土地区画整理事業地内の配水管布設工事など、合わせて1億5,373万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、「配水管布設替工事」7億6,000万円、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」の「第3工区」8億7,700万円、「第7工区」の1億4,000万円及び「第11工区」の2億円、西大袋土地区画整理事業地内等の「配水管布設工事」1億100万円など、合わせて27億7,070万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、「量水器」の購入費用4,200万円、水質検査用イオンクロマトグラフ分析計の購入費1,900万円など、合わせて7,937万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は30億380万円、対前年度比2億3,810万円の増となっております。

第2項「企業債償還金」は、償還元金14億4,520万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、満期償還に伴う有価証券の購入費用として3億900万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は47億5,800万円、対前年度比1億9,800万円の増となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第7工区」と「第11工区」を、令和2年度から2カ年かけてそれぞれ実施するもので、総額を「第7工区」は3億5,000万円、「第11工区」は5億円に設定いたしました。

第6条「債務負担行為」については、「水道水質検査業務委託」340万円、「配水管洗浄業務委託」6,200万円、「水道だより発行経費」350万円に加え、工期の平準化を図るため「配水管布設替工事」6,600万円、「舗装復旧工事」5,700万円の計5件を年度内に着手するため設定いたしました。

第7条「企業債」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第3工区の財源として、7億円の限度額等を設定いたしました。

その他、第8条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」については、大変恐縮に存じますが、予算書をごらんいただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） ここで、企業長提出第1号議案ないし第4号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時44分 休 憩

11時16分 再 開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （伊藤 治議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表を

お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

4番 川上 力議員。

企業団行政に対する1件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔4番 川上 力議員登壇〕

○4番（川上 力議員） 4番議員の川上 力でございます。議長の許可がございましたので、一般質問をさせていただきます。

通告しております主題は、デザイン消火栓蓋についての1点でございます。こちらをごらんください。ちょっと遠くて見えにくいかもしれませんが、こちらの写真は松伏町の田中地区にあります消火栓でございます。松伏町のイメージキャラクターの「マップー」と消防車と町章が入ったまといと一緒に描かれているデザインになっております。その上のところには、「松伏町 マップー」と書いてございまして、下のところには「越松水消火栓」と書かれてございます。

近年においては、マンホールでまちおこしをしているところもあると聞いております。この消火栓の蓋につきましては、住民からは「かわいいデザインである」とか、「すばらしい」といった声もある反面、「こういったカラフルなものは高いのではないか」というご意見もいただいております。

そこでお聞きいたしますが、管内にこのようなデザイン消火栓蓋はどのくらい設置されていて、設置箇所はどこであり、また経費等はどのようになっているのでしょうか。導入の経緯、目的、現在までの効果、今後の予定などについてもお聞かせいただきたいと思っております。

○（伊藤 治議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの川上議員さんのご質問にお答えいたします。

デザイン消火栓蓋についてのお尋ねでございますが、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

近年、まちおこしの一環として下水道のマンホールなどに地元のキャラクターを取り入れたデザイン蓋を使用している自治体が増えてきております。こうした中、「当企業団で設置している消火栓の蓋も一工夫しては」との提案が職員からありました。消火栓は、越谷市と松伏町から負担金をいただいて設置しておりますので、越谷市の特別市民「ガーヤちゃん」、松伏町のPRキャラクター「マップー」を使った消火栓の蓋について、市・町と当企業団とで検討を進めてまいりました。

検討に当たっては、天候にかかわらず車両や歩行者等の安全性を損なうことがないこと、デザイン変更に伴うコストの増加がないこと、そして越谷市・松伏町のイメージアップにつながるように調整を図ってまいりました。

こうした経緯によって、本年2月末に越谷駅の東口駅前広場に1基、3月上旬に松伏町の田中第

五公園前の町道に1基設置したものでございます。設置後間もないにもかかわらず、設置場所などの問い合わせが寄せられており、その関心の高さがうかがえます。

今後につきましては、年間約40基を設置する予定であり、令和2年度はデザイン蓋とストックしてある従来の蓋を併用いたしますが、令和3年度からは全て新しいデザイン蓋の使用となる予定でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。（4番 川上 力議員「はい」と言う）

4番 川上 力議員。

○4番（川上 力議員） ただいまのご答弁で、お聞きいたしましたデザイン消火栓蓋につきましては、令和元年度から導入されたもので、設置箇所は越谷市、松伏町それぞれ1カ所ずつということでありました。

心配した費用については、従来品と変わらないということで、今後は従来品との在庫の調整を図りながら、令和3年度を目途に年間約40カ所の消火栓の蓋がデザイン蓋に移行していくということが分かりました。

また、現在設置箇所が1カ所にもかかわらず問い合わせが寄せられるなどPR効果もあり、構成市町としてはとても喜ばしいことだと理解をいたしました。

再質問は、このように効果も見込めるデザイン蓋でございますが、越谷・松伏水道企業団には「こしまつくん」というPRキャラクターがございます。先ほどの令和2年度水道事業経営方針にもございましたが、この「こしまつくん」の活用についてどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

○（伊藤 治議長） ただいまの再質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、川上議員さんの重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

PRキャラクター「こしまつくん」の活用についてのお尋ねでございますが、「こしまつくん」は当企業団設立50周年を記念して誕生いたしましたので、当企業団の様々なPRに積極的に活用したいと考えております。その一つとして、配水管の仕切弁の蓋に「こしまつくん」をモチーフにして、消火栓の蓋と同様に、安全性や経済性に配慮したデザイン蓋の検討を進めているところでございます。仕切弁の蓋は、直径約20センチメートルでございますが、消火栓の蓋よりも小さいため、そのデザイン化には苦慮しておりますが、令和2年度中には出来上がり、設置を始められる見込みでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（伊藤 治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。（4番 川上 力議員「ございません」と言う）

以上で川上 力議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案「越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時24分 休憩

11時24分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決を行います。

第2号議案「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（7番 工藤秀次議員「議長」と言う）

7番 工藤秀次議員。

- 7番（工藤秀次議員） それでは、第2号議案「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」質疑をさせていただきます。

先ほど企業長から地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するという説明がありました。両市町ともに4月1日から制度が運用されるということで、この越谷・松伏水道企業団でも同様だと思うのですが、その両市町との運用の仕方に違いがあればお聞かせいただきたいと思います。

また、来年度以降、この会計年度任用職員等の採用があるか、今後の運用についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

- （伊藤 治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまのご質問で、越谷市、松伏町との運用の違いはという点、さらには当企業団において来年度以降の採用の予定はということにつきましては、局長よりお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

- （伊藤 治議長） 次に、局長。

〔田中 薫局長登壇〕

- （田中 薫局長） それでは、お答えさせていただきます。

まず、当企業団と市・町との運用の違いですけれども、現在当企業団におきましては、臨時的任用職員を2名採用してございます。こちらにつきましては、常勤職員の育児休業に伴いまして、課内事務を補う事務補助員として採用しているところでございます。市・町につきましては、事務のほかにも、多くの職種がある中で、現在の特別職非常勤職員の一部や一般職非常勤職員、臨時的任用職員が、会計年度任用職員に移行すると聞いております。当企業団におきましては、現在採用している2名のような事務補助の臨時的任用職員については、会計年度任用職員に移行することとなります。

次に、当企業団の今後の採用予定ですが、来年度は会計年度任用職員の採用予定はございませんが、今後につきましては、常勤職員が育児休業等で欠ける場合や、一時的に業務量が増大する場合等に、業務全体の状況等の兼ね合いを見まして、必要に応じて会計年度任用職員を採用していくことを考えております。

以上でございます。

- （伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（7番 工藤秀次議員「なし」と言う）

以上で、工藤秀次議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時30分 休憩

11時30分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決を行います。

第3号議案「令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について」の件
に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時31分 休憩

11時31分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決を行います。

第4号議案「令和2年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時32分 休憩

11時32分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△委員会提出議案の報告

○(伊藤 治議長) 委員会提出議案が1件提出されましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

○(伊藤 治議長) お諮りいたします。

畑谷 茂議会運営委員長から委員会提出第1号議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○(伊藤 治議長) ご異議なしと認めます。

したがって、この際、委員会提出第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎委員会提出議案の上程及び提案理由の説明

○(伊藤 治議長) これより、委員会提出第1号議案を議題といたします。

提出者、畑谷 茂議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

畑谷 茂議会運営委員長、登壇して説明願います。

〔畑谷 茂議会運営委員長登壇〕

○(畑谷 茂議会運営委員長) 議長の許可をいただきましたので、委員会提出第1号議案について提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、議会活性化及び議会活動を促進することから、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議会運営委員の任期を「1年」から「2年」に改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

○(伊藤 治議長) この際、暫時休憩いたします。

11時35分 休憩

11時35分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 委員会提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

委員会提出第1号議案「越谷・松伏水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時36分 休憩

11時36分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （伊藤 治議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （伊藤 治議長） これより、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （伊藤 治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （伊藤 治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会に私からご提案させていただきました4議案につきまして、いずれも原案のとおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

時代は平成から令和へと移りましたが、昨年は大型台風が次々に襲来し、今年は新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行するなど、私たちの生活を脅かす出来事が続いています。しかし、どのような状況にあっても、当企業団の基本理念のもと、「強靱」、「安全」そして「持続」可能な水道事業を目指し、命の水を送り続けることができるよう、私を初め職員がワンチームとなって、事業執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも健康に十分ご留意いただき、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、目前に迫りました松伏町議会議員選挙に臨まれる皆様には、見事関門を乗り越えられますよう、心からご健闘をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（伊藤 治議長） これをもちまして、令和2年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時39分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 治

署名議員 金 井 直 樹

署名議員 竹 内 栄 治

署名議員 岡 野 英 美

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第2号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
(原案可決)
- 第3号議案 令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について
(原案可決)
- 第4号議案 令和2年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
(原案可決)

◎委員会提出議案の処理結果

- 委第1号議案 越谷・松伏水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)